

【提出書類について】

育成経営体への選定を希望する林業経営体は、申請に際して以下の書類を提出してください。

ただし、当該林業経営体が、

- ① 林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主体」という。）である場合には、当該認定にあたって提出した書類
- ② 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録にあたって提出した書類と同一の事項で、内容の変更がないものに係る書類の提出を省略することができます。

（提出書類一覧）

書類名称	※注
【申請書類】	
育成経営体選定申請書（様式 1） ※原則、エクセル形式とします	○
林業経営体に関する情報（様式 2） ※原則、エクセル形式とします	○
【添付書類】	
(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人）又は住民票の写し（個人）	○
(2) 納税証明書の写し（国税、都道府県税、市町村税）	○
(3) 三重県内の森林における 1 年以上の森林施業の実績を確認できる書類	○
(4) 労働者を雇用している場合は、雇用に関して交付している文書の様式	○
(5) 労働者を雇用している場合は、社会・労働保険等への加入状況を確認できる書類	○
(6) 就業規則を制定している場合は、就業規則の写し	○
(7) 貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写し（いずれも直近 3 年分）	○
(8) 製材工場等需要者との直接的な取引がわかる伝票等の写し	○
(8) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○
(9) 主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○
(10) 森林経営プランナー認定証の写し	○
(11) 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○
(12) 修了証の写し等、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況を確認できる書類	○
(13) 労働災害の再発防止のための対策等を記載した文書及びその対策が現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることが確認できる書類 (過去 3 年以内に休業 4 日以上死傷災害が発生していた場合に提出)	○
(14) その他、地域への貢献に関する事等が確認できる書類	○

※ ○印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。